

平成 30 年 4 月から

# 靴型装具作成にかかる療養費請求の際の 添付書類が一部変更になりました

平成 30 年 4 月から、治療用の靴型装具を作成し療養費を請求する際には、当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）の添付が必要となりましたのでお知らせします。

## 請求に必要な 書類

- 療養費・家族療養費・高額療養費請求書
- 領収書（原本）
- 医師の証明書（原本）
- 靴型装具を実際に装着している写真（足首部分あたりまで写っているもの）